〈日本知財学会誌〉Vol. 18 No. 3— 2022 : 80-89

データ連携プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの課題と展望

—アジャイル・ガバナンスによるアプローチ

前田三奈（内閣府知的財産戦略推進事務局 政策企画調査官）
羽深宏樹（日本・NY 州弁護士 / 前経済産業省 商務情報政策局情報経済課 ガバナンス戦略国際調整官）

Challenges and Prospects for Data Utilization Rules in Data Coordination Platforms

Mina Maeda
Counsellor, Secretariat of Intellectual Property Headquarters, Cabinet Office
Hiroki Habuka
Attorney at Law / Former Deputy Director for Global Digital Governance, Ministry of Economy, Trade and Industry

【要旨】 本稿では，Society5.0 の基盤となるデータ連携プラットフォームにおける，データ取扱いルールの在り方を検討する．データ連携プラットフォームのルール策定にあたっては，多様なステークホルダー，常に変化していくリスク，そして日々発展する対応手段といった流動的な要素を考慮しなければならない．こうした流動的な前提条件のもとでは，ある一時点で決めたルールやガバナンスの仕組みを固定的に運用するガバナンスではなく，状況の変化に応じて常にこれらをアップデートしていく「アジャイル・ガバナンス」が必要である．そこで，アジャイル・ガバナンスの考え方に則り，プラットフォームのデータ取扱いに関する「リスク分析」「ルール設計」「透明性・アカウンタビリティ」「ルールの評価とアップデート」といった各ステップにおいて考慮すべき事項を整理する．

【キーワード】 データ連携プラットフォーム　　データ取扱いルール　　アジャイル・ガバナンス　　Society5.0

【Abstract】 This paper examines the nature of data utilization rules for the data coordination platform that will be the foundation of Society 5.0. In formulating rules for a data coordination platform, it is necessary to take into account a variety of stakeholders, constantly changing risks, and continuously evolving solutions. Under such fluid conditions, it is necessary to have “agile governance” that constantly updates the rules and governance mechanisms in response to changes in the conditions, rather than governance that operates a fixed set of rules and mechanisms given at a certain point in time. Following the framework proposed by the Ministry of Economy, Trade and Industry, this paper summarizes the issues that should be considered in each step of “agile governance,” that are “risk analysis,” “rule-making,” “transparency and accountability,” and “evaluation and update of rules” for data coordination platforms.

【Keywords】 Data Coordination Platform　　Data Utilization Rules　　Agile Governance　　Society5.0

1. はじめに

日本が AI や IoT，ビッグデータなど，サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより，経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会，すなわち「Society5.0」をめざすべき未来社会の姿として提唱

ISSN 1349-421X

してから，はやくも 5 年が経過した．その間，コロナ禍によってデジタル化の進展・高度化の必要性は急速に増し，Society5.0 の実現は待ったなしの状況である．中でもデータは，智恵・価値・競争力の源泉であるとともに，課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられる．

データは，流通し利活用されてこそ価値を創出する．しかし，たとえば物流が，オープンな道路や標準化された標識，罰則を伴う交通ルール等をなくしては成り立たないように，データ流通による価値創出についても，様々な主体が利用できるデータ連携基盤やデータの利活用環境，データ連携に必要なルール等がなければその効果は限定的となる．政府が 21 世紀のデジタル国家にふさわしいデジタル基盤構築に向けて策定した「包括的データ戦略[1]」(2021 年 6 月）は，こうした①データ連携基盤，②利活用環境及び③ルールを提供するデータ連携プラットフォーム（以下 PF と記載）の構築を，データによる価値を創出するための鍵と位置付け，重要政策として取り上げている[2]．

本稿では，このうち③にあたる，PF におけるデータ取扱いルールを取り上げ，そのデザインの方向性を示すことを目的とする．まず 2. において，PF におけるデータ取扱いルールの実装における課題を整理する．そして 3. で，その課題を解決するためには，硬直的かつ垂直的なガバナンスモデルではなく，マルチステークホルダーの協調に基づく柔軟な「アジャイル・ガバナンス」のアプローチが必要であることを説明する．その上で，4. において，PF におけるデータ取扱いルールにアジャイル・ガバナンスを適用した場合の具体的なガバナンスの在り方を描く．

なお，デジタル庁と内閣府知的財産戦略推進事務局では，PF にルールを実装するにあたって踏まえるべき視点と検討手順をまとめた「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」（以下「ルール実装ガイダンス」という）を作成しており[3]，筆者前田は，同事務局において同ガイダンスの作成を担当している．そのため，本稿の内容も，基本的にはそのガイダンスの議論を参照している．もっとも，本稿はもっぱら筆者ら個人としての見解を述べたものであり，所属組織の意見を代表するものではない．

2. PF におけるデータ取扱いルール実装の課題

2.1. PF におけるデータ流通の課題とデータ取扱いルール実装の必要性

図 1 は，データからソリューション（価値）が創出されるまでのプロセスと，このプロセスに関与する関与者の役割を図示したものである．観測・測定

図 1　データからの価値創出プロセスと関与者の役割

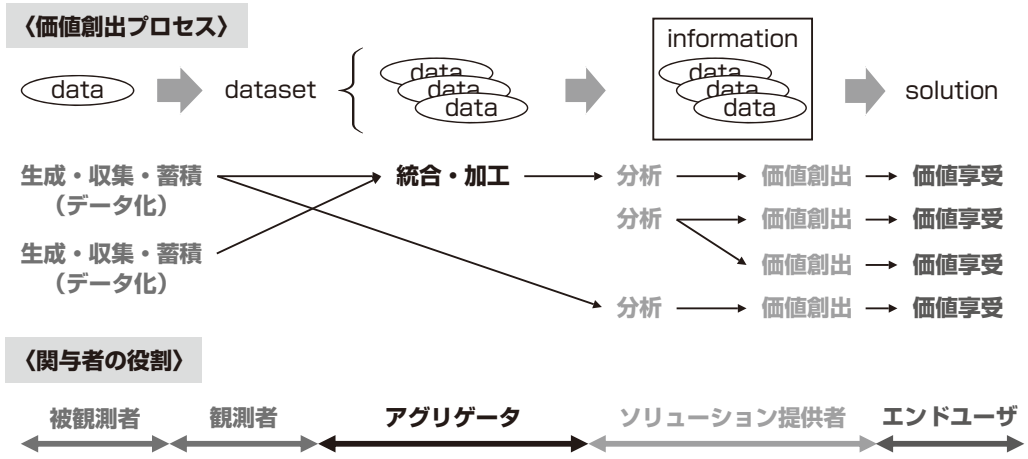

「ルール実装ガイダンス」図 2 より筆者作成

等によりデータが生まれてから，ソリューションが創出されるまで，多くの関与者が様々な貢献を行い，データが受け渡されてゆく．したがって各関与者の利害・関心に配慮したデータ取引が行われないと，この価値創出プロセスを前に進めソリューションを生み出すことができない．しかし実際には，関与者は価値創出プロセス上の各データ取引について，以下のような懸念・不安感を抱くことがあり，これがデータ流通を推進するにあたっての課題となっている[4]．

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
4. 対価還元機会への関与の難しさ
5. データ提供先のデータガバナンスへの不安
6. 公正な取引市場の不足
7. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

パーソナルデータを取り扱う場合にはさらに，プライバシー保護が重要となる．しかし自身のパーソナルデータが取り扱われる本人（被観測者）は

8. プライバシー侵害に対する懸念

を，パーソナルデータを取引する事業者は

9. 取引の相手方のプライバシーガバナンスへの不安

を抱くことがあり，これもデータ流通を推進するにあたっての課題となっている．

したがって，PF を介してデータ流通を促進し新たなソリューション（価値）を創出するには，これらの懸念・不安感を払拭又は許容可能な程度に緩和できるデータ取扱いルールの実装が必要である．

データは民法上の所有権の対象となるものではなく，また，著作権や特許権といった知的財産権の対象となる場合も例外的である．そのため，近年，データの流通を促進するための様々なルール整備がなされてきた．2018 年の改正不正競争防止法では，特定の他者にのみ提供される技術上または営業上の情報を「限定提供データ」と位置づけ，その不正取得や不正使用を，民事上の差止請求や損害賠償請求の対象とした[5]．同年に経済産業省が公表した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」[6] では，データ流通当事者間における適切な利用権限の設定と収益分配を目指し，契約上の留意点やモデル契約が取りまとめられた．さらに，「情報信託機能についての認定指針」[7] では，パーソナルデータを預託された事業者が，データを活用したい他の事業者にこれを適切に提供する「情報銀行」のビジネスを行うための指針が示された．

そこで，これらの取組を参考にしつつ，PF 上でデータを取引するデータ提供者とデータ利用者や，PF 上で自身についてのデータを収集される個人や組織（図 1 の被観測者）以外も含む広範なステークホルダー（詳細は 2.3 を参照）の利害・関心に配慮した PF におけるデータ取扱いルールの実装を促進するために策定されたのが「ルール実装ガイダンス」である．

2.2. PF におけるデータ取扱いルールのメカニズム

図 2 に示すように，データ連携 PF は，PF の運営者と，PF を介したデータ流通に関与する PF のユーザ（データ提供者又は被観測者と，データ利用者又はエンドユーザ）から成り立っている．これらの立場は固定的ではなく，ある者がある時はデータ提供者，別の時はデータ利用者となることもある．また PF 運営者の中には，ある者からデータを受け取って蓄積，統合・加工や分析等をし（=データ利用者となり）その結果を提供する（=データ提供者となる）者，すなわち図 1 に示す価値創出プロセスの一旦を担う「データサービス PF」の運営者と，データ提供者とデータ利用者との間の取引の仲介をする者，すなわち図 1 に示す価値創出プロセスを自らは担わないが価値創出プロセスの一旦を担う者の間を中立な立場から仲介してデータ流通に貢献する「データ取引市場」の運営者という 2 つの異なる種別が存在する．

いずれの場合であっても，PF においてデータ流通を促進するには，PF のユーザと運営者の間で，何がステークホルダーの懸念･不安感（リスク要因）であるのか，このリスク要因を取り除くためにどのようなデータ取扱いルールが必要なのかが共有されている必要がある．さらに，ユーザ（データ提供者

図２　PF の構造と種別

「ルール実装ガイダンス」図３より筆者作成

図３　PF におけるデータ取扱いルールと PF 運営者とユーザ各々のガバナンス

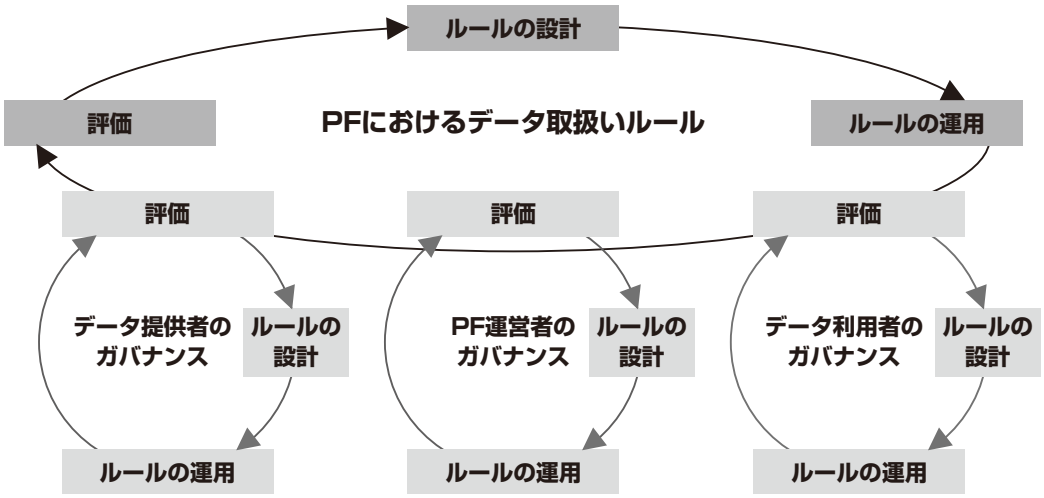

「ルール実装ガイダンス」図４より筆者作成

と利用者）および運営者が PF のデータ取扱いルールを遵守するため，各自のガバナンスを設計・運用していくことも必要となる．これを図示すると，図 3 のようになる．

このうち，本稿が直接対象とするのは，上半分の「PF におけるデータ取扱いルール」であり，一般的には PF におけるデータ取扱いポリシー及び PF の利用規約の形をとるものである．もっとも，PF 全体での適切なデータの取扱いを実現するためには，PF のルールだけでなく，これを適切に履行できるような運営者やユーザ（データ提供者と利用者）における適切なガバナンス（図 3 の下半分）が必要となる．そのため，「PF におけるデータ取扱いルール」は，運営者やユーザ（データ提供者と利用者）に適切なデータ・ガバナンスの設計・運用を促す内容であることが求められる．

データ・ガバナンスを設計・運用する際に整備すべき事項としては，以下のようなものが考えられる．

1. データ取扱いポリシー：データを取り扱うに際しての価値観・方針を分かりやすくステークホルダーに説明するもの
2. 契約：データ取扱いポリシーを遵守するために他の主体との間で交わす約束事項

3. プロセスおよびIT：データ取扱いポリシーおよび契約を遵守するために，自身が実行すべき事項（例えばデータ提供者からの同意取得等）やこれをサポートするIT（例えば，スマートコントラクト，アクセス制御技術，来歴管理技術等）
4. 人材・組織：プロセスの実行やITの導入・運用に必要な人材の確保・育成，組織の構築・運営

2.3. PFにおけるデータ取扱いルールの実装における課題

PFにおけるデータ取扱いルールを検討するにあたっては，以下の課題を踏まえることが重要である．

1. 多様なステークホルダー

PFにおいてデータ流通を促進するには，PFを介したデータ流通に関与するデータ提供者や被観測者とデータ利用者やエンドユーザの懸念・不安感を払拭するだけでは足りない．図1に示す価値創出プロセスの関与者には，PFに直接参加しない者，すなわちデータ提供者にデータを提供する者やデータ利用者からデータを受け取る者も含まれており，ステークホルダーとなる．また将来関与者となり得る者やエンドユーザではないが創出される価値に利害・関心を持つ者もステークホルダーである．これら幅広いステークホルダーが抱くデータ流通に対する懸念・不安感をリスクとしてとらえ，対応策を検討する必要がある．特に，パーソナルデータについてはデータ主体となり得る個人，ノンパーソナルデータについて例えばセンサーによるセンシング対象となる機器の使用者や運用者等，図1で被観測者と記載されている者の懸念・不安感の把握は重要である．また価値創出の過程で，最終的にその価値を享受するエンドユーザに不利益を与えないかという視点も重要である．

2. 対応すべきリスクの変化

ステークホルダーの懸念・不安感は時と共に移り変わることも理解しておく必要がある．例えばデータ利活用に対する社会的受容のレベルは，人々がメリットを実感できるソリューションが実現すれば上がり，逆に不安・懸念を感じさせる問題が起きれば下がる．日々進歩するテクノロジーが新たなリスクを生じさせることもある．PFが発展しデータ取引のトランザクションが増大すると，PFのネットワーク外部性が競争法上の新たなリスクを生じさせる可能性もあるし，PF内で一部の参加者の優越的地位が向上することによって取引公正性の問題が生じる可能性もある．さらには諸外国で策定・推進されるデータ戦略や国際標準の動向の影響も受ける．

3. リスク対応手段の発展

リスク軽減のために利用可能な手段も発展し続けている．先述のスマートコントラクト，アクセス制御技術，来歴管理技術等のITの発展もその1つである．更に，データ提供者からデータ利用者へのデータ転送を伴うことなく，サイバー空間上でデータへのアクセスを許諾することによりデータ利活用を実現する技術も発展しつつある．2018年から一般社団法人日本IT団体連盟が開始した情報銀行認定事業などの制度枠組みや，プライバシーマークやISMS認証といった認証制度もリスク対応手段の1つであり，公的枠組みから業界や民間が自主的に実施するものまで今後も新たなリスク対応手段が生じ得る．

このように，PFにおけるデータ取扱いルールを検討するにあたっては，多様なステークホルダー，常に変化していくリスク，そして日々発展する対応手段といった流動的な要素を考慮しなければならない．そして，こうした流動的な前提条件のもとでは，ある一時点で決めたルールやガバナンスの仕組みを固定的に運用するのではなく，状況の変化に応じて常にこれらをアップデートしていくことが必要になる．そのような柔軟なルール形成やガバナンスの在り方を示すフレームワークとして，近時，「アジャイル・ガバナンス」という概念が注目を集めている．そこで，次に，この「アジャイル・ガバナンス」の考え方について解説する．

3. アジャイル・ガバナンスの枠組み

3.1. アジャイル・ガバナンスの必要性

データ連携PFのように，変化が速く，複雑で，

予見可能性や統制可能性が限定的なシステムにおいては，「政府が予め一定のルールやプロセスを設定しておき，企業や個人はそれらに従うことで，全体として最適な状態が達成される」という伝統的な垂直型のガバナンスモデルが機能しにくくなる．このような問題意識から，経済産業省は，従来の垂直的なモデルに代わる新たなガバナンスモデルを検討し，2020 年から 2021 年にかけて，「GOVERNANCE INNOVATION」と題する 2 編の報告書（以下，「GI 報告書」という．）を公表した．そこでは，「アジャイル・ガバナンス」という概念が提唱されている．「アジャイル」とは「俊敏な」という意味で，ソフトウェア開発においては，短い時間で開発と実装を繰り返す「アジャイル開発」という手法が活用されてきた．「アジャイル・ガバナンス」とは，このような考え方をガバナンスの局面に応用したものである．

GI 報告書によれば，アジャイル・ガバナンスとは「『環境・リスク分析』『ゴール設定』『システムデザイン』『運用』『評価』『改善』といったサイクルを，マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくガバナンスモデル」と定義される[8]．その大きな柱となるのは，①アジャイル・ガバナンスのサイクルと，②マルチステークホルダーアプローチという考え方である．以下，順に解説する．

3.2. アジャイル・ガバナンスのサイクル

多様化する価値観と継続的な技術発展の中で，適切にルールや制度をアップデートし続けるため，GI 報告書では，図 4 の 2 重のサイクルを，「アジャイル・ガバナンス」のサイクルとして提示している．

このサイクルは，①内側の小さなサイクル，②外側の大きなサイクル，および③右下の直線部分から構成されている．

このうち，①の小さなサイクルは，いわゆる PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルにあたる．すなわち，既存のガバナンスシステムにおいて，あらかじめ設定されたゴールが達成されているかを評価し，達成されていなければシステムをアップデートするというサイクルである．なお，ここでの「システム」というのは，ガバナンスの技術（AI 技術，暗号化技術等），ルール（政府の法律，企業の利用規約等），及び組織（モニタリング体制，紛争処理

図 4　アジャイル・ガバナンスのサイクル

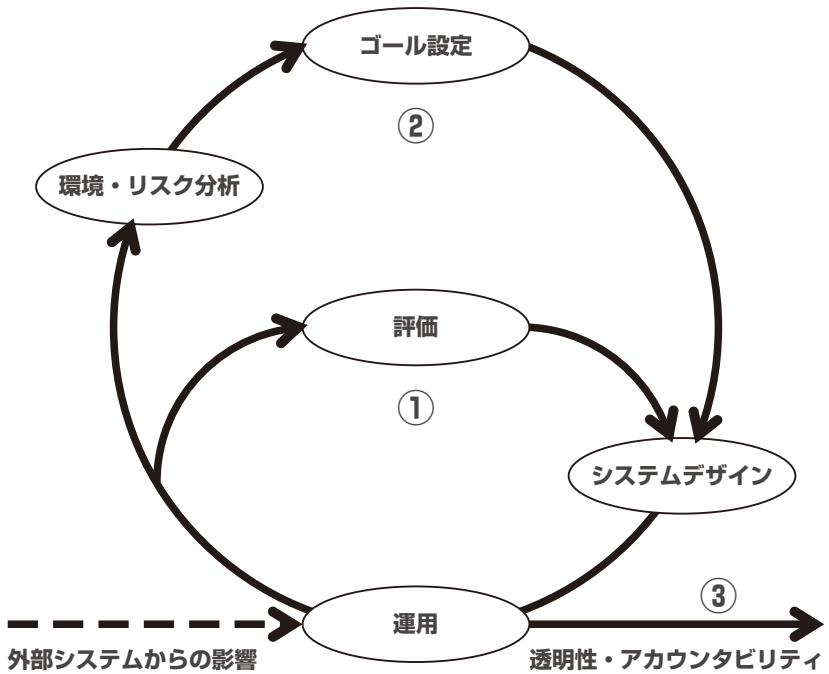

（GI 報告書 Ver. 2 p. 50 図 4.1.1 より筆者作成）

体制等）など幅広いツールを意味する．

しかし，こうしたPDCAだけでは不十分であるというのが，データ連携PFをはじめとするデジタルインフラの特徴である．すなわち，これらのデジタルインフラでは，環境やリスクが素早く変化していき，それに伴ってゴールも多様化していくため，システムの環境・リスクやゴールについても，継続的に再検討をしていくことが必要となる．それが，外側の②のサイクルにあたる．

さらに，後述するマルチステークホルダーによる分散的なガバナンスを成立させるためには，各ガバナンスの主体が，組織の外部に対して，適切に自らのガバナンスのゴールやシステムについて透明性を確保し，アカウンタビリティを尽くしていく必要がある．これが，③として示す右下の矢印部分である．

このように，アジャイル・ガバナンスのサイクルは，PDCAを内包しつつも，その前提となる環境・リスク分析やゴール設定を常に見直し続けるとともに，それを対外的に透明性・アカウンタビリティをもって開示していくというモデルである．

3.3. マルチステークホルダーアプローチ

こうしたアジャイル・ガバナンスのサイクルは，誰が実践すべきなのか．先述のように，複数のステークホルダーが乗り入れる変化が速く複雑なシステムにおいては，1つの主体がすべてのルールを決めて，モニタリングや執行も一手に担うというモデルは限界に直面する．そうではなく，様々なステークホルダーが，それぞれの持ち場で最適なガバナンスを行い，それらを水平的につなげていくような，分散的なガバナンスモデルが必要だと考えられる．

こうした分散型のガバナンスモデルにおいて，PFにおけるデータ取扱いルールが果たすべき役割は，運営者やユーザが実践すべき行為を事細かに規定することではない．むしろ，PFの側では，ユーザが遵守すべき最低限の事項や基盤となる標準を定め，その先のゴールをどのように達成するかは，企業の自主的な創意工夫を尊重することが重要である．また，こうしたルールや基盤の策定にあっては，幅広いステークホルダーがルール形成に参加できるようファシリテートすることも求められる．さらに，各ユーザが日頃から適切なガバナンス態勢を整備し，問題が発生した際には原因究明や改善に協力するようなインセンティブ設計を行うことも重要となる．そのため，ユーザが平時のコンプライアンス態勢の整備や原因究明への協力を行った場合には，損害賠償や利用停止などのペナルティを軽減するといった仕組みも検討に値するであろう．

このように，PFの運営者とユーザが協力してルール形成やガバナンス態勢の確保を行い，これらをアジャイル・ガバナンスのサイクルに従って継続的にアップデートしていくことこそが，PFにおけるデータ取扱いルールの実装に必要な「アジャイル・ガバナンス」である．

4. アジャイル・ガバナンスを適用したデータ取扱いルールの実装

4.1. PFへのデータ取扱いルールの実装手順

「ルール実装ガイダンス」は，「包括的データ戦略」

図5 PFへのデータ取扱いルールの実装手順

「ルール実装ガイダンス」図6より筆者作成

においてPFの整備を重点的に取り組むとされた防災，健康・医療・介護，教育等の分野で，デジタル庁や関連省庁が支援等して構築されるPFを対象に策定されている．このガイダンスにはアジャイル・ガバナンスの考え方が取り入れられており，上記以外のPFにデータ取扱いルールを実装する際にも参考となり得る．そこで，以下ではガイダンスの内容を紹介しながら，アジャイル・ガバナンスに基づくPFにおけるデータ取扱いルールの在り方について検討する．

図5はPF運営者によるPFへのデータ取扱いルールの実装手順であり，アジャイル・ガバナンスの基本コンポーネントが適用されている．すなわち，リスク分析とポリシー設定はアジャイル・ガバナンスの環境・リスク分析とゴール設定に相当し，ルールの設計・運用と評価はアジャイル・ガバナンスのシステムデザイン・運用・評価に相当する．そして，内部要因・外部要因によってルールの再実装が必要となる点は，「『ゴール設定』『システムデザイン』『運用』『説明』『評価』『改善』といったサイクルを，マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていく[9]」としているアジャイル・ガバナンスのコンセプトと同じである．以下により詳しく説明する．

4.2. リスク分析とPFのデータ取扱いポリシーの設定

リスク分析は，創出することが期待されている価値は何か，そのために必要となるデータは何か，関与者は誰かを特定し，図1に示したデータからの価値創出プロセスを描くと共に，その中でPFがどのような役割を果たすか確認することから始まる．価値創出プロセスを描くことでステークホルダーを特定して，データ流通に対する懸念・不安感を把握することで，価値創出上のリスクを特定する．リスクを特定する際には特に，①プライバシーの尊重，②知的財産および経営上の機微情報の尊重，③公正な取引の実施，④取引相手のガバナンス状況に着目する必要がある．

リスクが特定されたら，図6に示すように，リスクの影響度合いとリスクの発生頻度を評価して，リスクへの対応方針を決める．更に，このリスク対応方針の背景にある価値観を表現したPFにおけるデータ取扱いポリシーを定めて公表することで，このリスク対応方針の遵守をステークホルダーへ約束する．

図6　リスク対応の類型

	影響小	影響大
頻度高	軽減 リスクを受容可能なレベルに減らす	回避 リスクの原因を取り除く
頻度低	受容 対策を行わずに受け入れる	転嫁 結果と責任を第三者へ移す

「ルール実装ガイダンス」図8より筆者作成

4.3. ルールの設計

PFのデータ取扱いポリシーを遵守するには，PFの運営者とユーザ（データ提供者と利用者）の各々がこのポリシー遵守に必要なガバナンスを実装する必要がある（図3）．したがってPFのデータ取扱いルール（利用規約）の内容は，PFの運営者およびユーザ（データ提供者と利用者）に対して，適切なガバナンスメカニズムの実装を促すものである必要がある．より具体的には，PFの利用規約を設計する際には，少なくとも以下の3点について検討することが重要である．

1. データに対するコントローラビリティの確保
2. 公正な取引の実施の担保
3. データ・ガバナンスを確保するためのインセンティブ設計

4.3.1. データのコントローラビリティ

コントローラビリティとは，明示された目的及びデータ取扱い方針の範囲内でデータが利用されるよう，又はその範囲外でデータが利用されないよう，被観測者やデータ提供者が直接的又は間接的に当該データの取扱いに関与可能なことであり，パーソナルデータだけでなくノンパーソナルデータについて

も被観測者やデータ提供者の懸念・不安感を払拭するためには必要となる．コントローラビリティはPFのユーザ（データ提供者と利用者）によって確保する必要がある．データ提供者からデータ利用者に対して提供データについてどのような権利処理がなされているか表明保証したり，データ利用者がデータ提供者や被観測者からデータの利用目的について合意を取得する際のプロセスに所定の条件を課したりする等，データ取引の際に守るべきプロセスについてPFの利用規約に規定することは，コントローラビリティを高める方法の1つである．他にも，アクセス制御技術や来歴記録・管理技術等のソフトウェアの利用についてPFの利用規約で定めたり，ISMS認証やPマーク等の公的認定の取得やデータ漏洩に対する保険への加入，従業員への教育実施等についてPFの利用規約に定めるといった方法もあり，これらを組み合わせてコントローラビリティを確保することになる．不必要に厳しい要件を課すとかえってデータ流通を阻害することになるため，リスクの影響度と発生頻度に応じてどの程度のコントローラビリティが必要かを検討することが重要である．

4.3.2. データ取引の公正性

取引の公正性については，PF運営者とユーザのいずれもが担保する必要があり，①カルテル目的のデータ共有や，PFの運営者がその立場を利用して得られる情報を用いてデータ利用者やデータ提供者と競合するサービスを自身に有利な条件で展開する場合等，データ利用目的に公正性を欠く問題点がないか，②取引上の優越的な地位を利用してデータ利用者が不公正な条件でデータ提供者からデータを取得したり，PF運営者がその優越的な地位を利用してデータ提供者に対して他のPFへのデータ提供を禁止したりする等，データの取引条件に公正性を欠く問題点がないか，という両面からの検討が必要となる．PFの利用規約において不公正な目的のためのデータ取引を禁止したり，不公正なデータ取引条件でデータを取引することを禁止するといった対策に加えて，優越的な地位を獲得するおそれのあるデータサービスPFの運営者に対してデータ利用者やデータ提供者と競合するサービスの提供を禁止したり，データのポータビリティ・インターオペラビリティの担保義務を課すといった措置も選択肢となる．不必要に厳しい要件を課すとかえってデータ流通を阻害することになるのは，コントローラビリティの担保と同様であり，リスクの影響度と発生頻度に応じた検討がここでも重要となる．また，PFの発展によって規模の経済やネットワーク効果を通じ新たな問題が顕在化することも考えられるので，状況に応じてルールの再構築をすることが非常に重要である．

4.3.3. データ・ガバナンスを確保するためのインセンティブ設計

PFの運営者およびユーザ（データ提供者と利用者）がPFのデータ取扱いルールを履行するための適切なデータ・ガバナンス（上記2.2参照）を行うことを担保するためには，そのための適切なインセンティブ設計が必要である．具体的には，一定水準のガバナンスをPFでデータを取引する資格要件にすると共に，定期的な履行状況のモニタリングや，PFのルールに違反した際の資格停止・剝奪等の取扱いについて，PFの利用規約に定めておく必要がある．

もっとも，こうしたインセンティブメカニズムが適切に運用されるためには，①運営者･ユーザ（データ提供者と利用者）に求められる参加資格要件や，達成すべき事項，ペナルティ執行要件等の比例制・明確性と，②運営者・ユーザ（データ提供者と利用者）の資格認定や利用規約違反の認定に関する手続きの適切性，および③これらに関する紛争が生じた際の，中立な審査・救済メカニズムの設計等が求められる．

4.4. ステークホルダーへの透明性とアカウンタビリティの確保

マルチステークホルダーアプローチを重視するアジャイル･ガバナンスモデルの下では，PF運営者が，先述のようなPFのデータ取扱いポリシーおよびルールについて，直接のユーザ（被観測者やデータ提供者とエンドユーザやデータ利用者）に限らず，幅広いステークホルダーに対し適切に開示し説明する必要がある．このプロセスは，とくに以下の3つ

の観点から重要である．

1. PF に実装されるデータ取扱いルールの目的についてステークホルダーの理解を得ることで，PF 上でのデータ流通に対する懸念・不安感を取り除き，信頼を醸成する．（上記 2.1 参照）
2. PF の運営者及びユーザに対して，データ取扱いルールの遵守を促す．（上記 2.2 参照）
3. ステークホルダーとの継続的なコミュニケーションと協議の機会を創出し，アジャイル・ガバナンスのサイクルの実行とルール再実装の必要性把握を可能とする．（上記 2.3 参照）

4.5. ルールの評価とアップデート

一度設計し運用を始めたデータ取扱いルールは継続的に評価し，リスク要因の変化に応じて適時再実装することが必要となる．まずは，現行のデータ取扱いルールが当初設定されたポリシーを達成できているかを評価する，PDCA（図 4 の内側のサイクル）を回転させる必要がある．もっとも，3.2 で述べたように，PF を巡るリスクが PF の発展や PF をとりまく外部環境によって変化しており，また，リスク対応の手段も日々発展していることから，環境変化に応じてリスクマネジメントポリシー自体を継続的にアップデートしていくこと（図 4 の外側のサイクル）も，PF 上でデータ流通を推進していく上できわめて重要である．

5. おわりに

本稿では，データ連携 PF におけるデータ取扱いルールについて，その課題を分析した上で，アジャイル・ガバナンスの枠組を用いた解決の方向性を示した．具体的なルールの実装にあたっては，PF 運営者，ユーザおよびその他のステークホルダーの利益を考慮することが重要であることはいうまでもないが，それらを不断に評価しアップデートしていくことも不可欠である．本稿が，そうした取組みに対する 1 つの指針となれば幸いである．

注

1 「包括的データ戦略」令和 3 年 6 月 18 日閣議決定（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20210618/siryou3.pdf, 2021 年 10 月 15 日最終閲覧）
2 包括的データ戦略 p. 20 ～ 21
3 「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するガイダンス ver1.0」令和 4 年 3 月（https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20220304_policies_data_strategy_outline_01.pdf, 2022 年 3 月 4 日最終閲覧）
4 知的財産戦略本部，「知的財産推進計画 2021 ～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く」2021 年 7 月 13 日（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20210713.pdf, 2021 年 10 月 15 日最終閲覧）
5 業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され，及び管理されている技術上又は営業上の情報をいう（不正競争防止法 2 条 7 項）
6 経済産業省，「AI･データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」令和元年 12 月（https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-2.pdf, 2021 年 10 月 15 日最終閲覧）
7 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会，「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」令和元年 10 月（https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191008003/20191008003-3.pdf, 2021 年 10 月 15 日最終閲覧）
8 経済産業省，「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2 アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」2021 年 7 月（https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730005/20210730005-1.pdf 2021 年 10 月 15 日最終閲覧）p. 49
9 経済産業省，「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2 アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」2021 年 7 月（https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730005/20210730005-1.pdf 2021 年 10 月 15 日最終閲覧）